

しまねろうふく



第35回定期総会の様子

県下10地区労福協

今月号の目次

第35回定期総会	2
島根県労働者福祉協議会 加盟団体名簿	3
第35回定期総会 議事録	4.5
消費者高金利被害～その根絶に向けて(3)	6
定年退職者向け継続返済優遇制度「らくらくプラン」を新設	7
総代選挙公告	8



2006年度 島根県労協活動方針決定

第35回 定期総会開催

2006年5月26日(金) 労働会館 13:30~15:30

< 21世紀・人とくらし、環境に優しい福祉社会を！ >

2006年度 県労協諸行事計画

行 事 名	期 日	備 考
ライフプランセミナーの開催	9月を初回に第2・第4日曜日を基本	退職前セミナー
ボランティア活動 ①障子張りボランティア 窓拭きボランティア ②新社会人のための消費者講座 ③地区での自主的ボランティア活動	11月 2007年1月~2月	全県域対象目標世帯300世帯 全県域学校対象計画5校 地域の実情に沿った活動
勤労者福祉研修会	9月~12月	各地区主催
第27次無料法律相談	11月	安来・大田・江津・益田4地区
第18回チャリティスポーツ大会	9月~10月の平日	東部会場(松江・安来・隠岐) 中部会場(出雲・雲南・大田) 西部地区(浜田・益田・江津・邑智)
地区労協独自企画行事	各地区にて決定	
税務サポート研修会	各地区にて決定	
機関誌の発行	年6回 7000部発行(4.6.8.10.1.3月)	印刷会社から直送
ホームページの充実		ホームページのPR強化
クレ・サラ金利引き下げを求める活動	通年	自治体要請、署名活動

県労協第35回定期総会は、五月二十六日(金)午後一時三十分より松江市の労働会館大ホールに於いて、大会構成代議員総数三十七名のうち三十七名(内、委任状出席五名)が出席し、二〇〇五年度の活動並びに決算・会計監査報告承認と二〇〇六年度の活動方針・予算等を決定いたしました。

総会は、矢倉副会長の挨拶で開会、議長に連合島根選出・唐植代議員を選出。宮原会長から、関係各位の出席を謝すると共に、それぞれの県内各地域並びに職域における労協活動への協力に敬意を表し、併せて県を始末関係団体の協力に謝意を表す。全国的には景気が回復してきているが、島根では景気回復を実感するには程遠い状態にあるが、その中で県労協が果たすべき役割は何か？

労働者福祉の団体として県民各層より支持がいただける活動を積極的に展開して行こうと挨拶。つづいて、来賓の島根県商工労働部・労働政策課の長崎主事より祝辞の後、各界(中央労協・西部労協)からの連帯・激励の祝電披露後、議事に入りました。

議事は、神門事務局長より議案書に基づき二〇〇五年度の活動報告並びに決算報告、岩田監事より会計監査報告があり承認されました。協議事項は、神門事務局長より二〇〇六年度の活動方針・予算の提案があり、全て提案通り承認されました。つづいて、堀内副会長より「二十一世紀・人とくらし、環境に優しい福祉社会を実現しよう！」のメインスローガン「行動し、提案する労働者二十一世紀しまねビジョン」の実現に挑戦しよう！等のサブスローガンを採択し、盛会裡のうちに終了しました。(詳細は4・5頁に掲載)



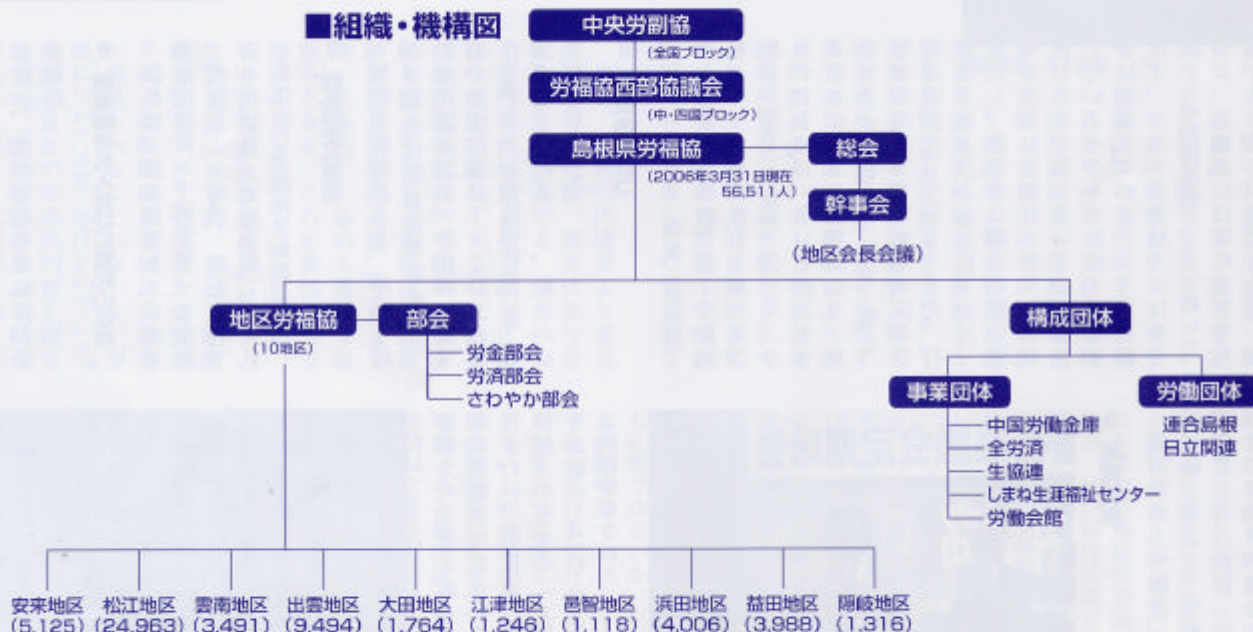
商工労働部 労働政策課 長崎主事

島根県労働者福祉協議会 加盟団体名簿 (5/26現在)

〒690-0007 島根県松江市御手船場町557-7 労働会館1F
TEL.0852-23-3302 FAX.0852-23-3303

団体名	〒	住所	代表者	TEL	FAX
<労働団体>					
日本労働組合総連合会 島根県連合会	690-0007	松江市御手船場町557-7	会長 矢倉 淳	0852-21-8105	0852-23-4105
日立安来関連労働組合連合会	692-0011	安来市亀島町6-1	議長 宮原 一正	0854-22-3713	0854-23-2185
<事業団体>					
中国労働金庫 島根県営業本部	690-8516	松江市御手船場町549-4	本部長 遠藤 渡	0852-27-1600	0852-31-2344
全国労働者共済生活協同組合連合会 島根県本部	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	理事長 浅沼 延夫	0852-27-0631	0852-27-8123
島根県生活協同組合連合会	690-0017	松江市西津田町1-10-40	会長 理事 鎌田 嘉男	0852-27-0505	0852-27-5899
(財)しまね・さわやか生涯福祉センター	690-0007	松江市御手船場町557-7	理事長 宮原 一正	0852-23-5303	0852-23-3819
(財)島根県中央労働福祉センター	690-0007	松江市御手船場町557-7	理事長 矢倉 淳	0852-23-3300	0852-23-3303
<地区労福協・事務局>					
安来地区労働者福祉協議会	692-0011	安来市亀島町6-1	会長 横田 一彌	0854-22-3713	0854-23-2185
松江地区労働者福祉協議会	690-8540	松江市末次町86	会長 佐伯 千尋	0852-20-2525	0852-27-7242
雲南地区労働者福祉協議会	699-1334	雲南市木次町新市426-7	会長 田中 保成	0854-40-1064	0854-40-1068
出雲地区労働者福祉協議会	693-8530	出雲市今市町109-1	会長 藤江 晃	0853-22-1008	0853-22-6806
大田地区労働者福祉協議会	694-0064	大田市大田町大田口1,111	会長 福田 実	0854-82-1600	0854-82-1452
江津地区労働者福祉協議会	695-0011	江津市江津町1,525	会長 石田 研二	0855-52-2501	0855-52-4369
邑智地区労働者福祉協議会	696-0001	川本町川本276	会長 高橋 武司	0855-72-0521	0855-72-2371
浜田地区労働者福祉協議会	697-0041	浜田市片庭町254	会長 山本 好教	0855-29-5715	0855-29-5717
益田地区労働者福祉協議会	698-0023	益田市常盤町1-1	会長 吉岡 勝弘	0856-24-2784	0856-24-2784
隠岐地区労働者福祉協議会	685-0104	隠岐の島町西郷	会長 村上 孝三	08512-6-2311	08512-6-2315

組織・機構図



2006年度

島根県労働者福祉協議会
役員氏名

会長	宮原 一正	再（幹事会）
副会長	遠藤 渡	再（中国労働金庫）
	浅沼 延夫	再（全労済島根本部）
	矢倉 淳	再（連合島根）
	永野 春樹	再（連合島根）
	仲田 敏幸	再（連合島根）
	郷原 和弘	再（連合島根）
	堀内 幹夫	再（連合島根）
	大崎 康弘	再（連合島根）
事務局長	神門 至	再（幹事会）
幹事	周藤 新市	再（中国労働金庫）
	大下 哲夫	再（全労済島根本部）
	鎌田 憲男	再（県生協連）
	原田 圭介	再（労働会館）
	山懸 泰枝	再（しまねさわやか）
	宮崎 伸介	再（連合島根）
	宇都宮克明	再（連合島根）
	池田 和宏	再（連合島根）
	桐田 直人	再（連合島根）
	土井 正明	再（連合島根）
	石塚 博	再（日立関連）
監事	岩田 守弘	再（連合島根）
	岸 道三	再（連合島根）
退任役員氏名		
副会長	武田 成司	再（連合島根）
	柘植日出夫	再（連合島根）
幹事	吉川 順	再（全労済島根本部）
	妹尾 弘	再（連合島根）
監事	大原 康史	再（連合島根）

大変お世話になり、ありがとうございました。

第35回 定期総会 議事録

二〇〇六年度(平成十八年度) 島根県労働者福祉協議会

1. 開催日時

2006年5月26日(金)
13時30分～15時43分

2. 開催場所

労働会館四〇一室
松江市御手船場町五五七番地七

3. 出席者

役員出席13名
代議員出席37名(内委任
状出席5名)

4. 開会挨拶並びに議長選出

定刻となり、矢倉副会長より代議員の出席に対する謝辞、並びに、「小泉政権下、正規雇用者からパート・派遣労働者への切り替えが進み賃金格差をはじめとする様々な格差社会となり、労働者を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。特に、景気は回復されつつあるが島根県では実感がわかない。県内には組織されていない労働者が多く、再度、この総会で労働協の果たす役割を議論して戴くと同時に、労働協運動は地域での活動が極めて重要であることから、是非、皆様方には地域の観点からご意見を本総会で賜りたい(要旨)」。

とする旨の開会挨拶がなされ、二〇〇六年度第35回定期総会の開会が宣言された。

また、議長選出について執行部で候補者を準備している旨を申し述べて意見を求めたところ、満場一致で承認され、議長に唐桶辰史代議員(連合島根)が選出された。



司会・矢倉副会長

5. 議長あいさつ

議長に選出された唐桶代議員より、本総会は二〇〇五年度で明かになった課題、二〇〇六年度で行なう労働者福祉の充実と向上を目指すための活動方針を確立する重要な総会である。本総会が有意義なものとなるよう、

代議員の真摯な議論とご協力をお願いしたい旨の登壇挨拶がなされた。

6. 議事録署名人並びに書記の任命

議長は、議事録署名人に南木憲治代議員(中国労金)、本田純二代議員(全労済)書記に竹下陽子代議員(労働会館)をそれぞれ任命し、就任された。

7. 総会成立宣言

神門事務局長より、午後1時30分現在代議員総数37名の内、出席代議員32名、委任状出席5名で出席代議員1/2以上の要件を満たし、労働協規約第17条(会議の成立)に基づき、総会の成立が宣言された。

8. 会長あいさつ

宮原会長より、来賓(島根県、商工労働部労働政策課・労働福祉グループ長崎憲吾主事)及び総会参加者への謝辞、並びに、「今日の社会では、強い者勝ちとする流れが非常に鮮明となり、格差社会が蔓延している。特に、医療制度改革で高齢者の医療負担は深刻化している。また、行政改革推進法が参議院で可決、成立し、労働者に都合の悪い法案が次々に法制化されている状況にあり、弱い者いじめを推進している今の小泉政権で将来不安は加速している。こうした状況下、この一年皆様方には各方面から労働協運動を支えて戴いた。特に、組織的には隠岐地区労働協が5年ぶりに総会を行ない新体制が確立出来た。また、平成

大合併に伴い新出雲地区労働協が誕生した。一方、活動では新たに高校生のための消費者講座、高金利引下げを求める活動など、計画通りの活動が展開出来たと考える。また、今日の県労働協、財政問題は厳しい状況にあり、活動を推進して行く上で人・物・金に関する議論を先送りせず進めて行かねばならない。また、組織として公益法人化についても検討する時期にあると考えている。いずれにせよ、生活不安が払拭できる社会を実現するため、皆様方の知恵を戴きながら積極的に労働者福祉運動を展開して行きたい。労働協の実行部隊の皆様方の更なるご支援・ご協力をお願いしたい(要旨)」とする挨拶がなされた。



宮原会長あいさつ

(後方は唐桶議長)

9. 来賓祝辞

島根県商工労働部・労働政策課長崎主事より、労働政策課玉串課長からの祝辞「労働協はこれまで労働者の福祉向上と福祉事業の推進に努力されてきた。

雇用情勢改善の兆しは見られるものの本県では依然として厳しい状況にある。こうしたなか、産業の振興・雇用創出と確保、企業誘致など積極的に取り組んでいるが、財政を取り巻く状況は大変厳しい。引き続き、労働協と連携し、労働者の豊かな生活の実現のために邁進して行く決意である。労働協のご理解とご協力をお願い申し上げる(要旨)」とする祝辞が代読された。

10. 祝電披露

議長は、沢山の祝電の中から中央労働協からの連帯、激励の祝電を一通披露した。

祝電披露後、来賓の長崎主事は総会参加者の拍手で退席された。

11. 報告事項

議長は、執行部に対して、二〇〇五年度活動報告、二〇〇五年度決算報告、会監査報告を一括報告するよう要請した。

神門事務局長は冒頭、議案書について、35頁の中退教(誤)を中退共(正)に36頁の飯南市(誤)を飯南町(正)に、64頁から85頁迄の二〇〇六年度(誤)を二〇〇五年度(正)に、96頁の太田市(誤)を大田市(正)に訂正するよう謝辞と訂正がなされた後、議案書に基づき、二〇〇五年度活動報告、二〇〇五年度会計決算報告を行ない、引き続き岩田監事より会計監査報告がなされ、21頁の会計監査報告書で二〇〇六年度(誤)は二〇〇五年度(正)であり改めて報告書を作成し直す旨が加えて報告された後、議

長は質疑を求めた。

佐伯代議員（松江地区）より
総会議案書16頁二〇〇五年度一
般会計収支決算書・支出の部の
諸行事活動費（青少年情操活動・
決算額）六四四、三〇二円と60頁
に計上してある六九六、三〇二円
の差異五二、〇〇〇円があるが、
何れの数値が正しいのかとの質
疑がなされた。

続いて、藤江代議員（出雲地区）
より本年5月21日に旧出雲地区
労協と旧平田地区労協は市
町村合併に伴い統合総会を開催
した。その席上、県より宮原会
長にご臨席と激励賜り感謝申し
上げる。新出雲地区労協となり
今後一層勤労者福祉の向上に
努めていきたいとする旨の決意
と謝辞が述べられた後、議長は
執行部に弁を求めた。

神門事務局局長より、60頁に計
上してある六九六、三〇二円は誤
りであり、16頁に記載している
青少年情操活動・決算額六四四、
三〇二円が正しいとする答弁がな
された。また、宮原会長より、
新出雲地区労協統合に対し、
統合までの労いと今後の活動期
待する旨が述べられた後、議長
は佐伯代議員に答弁の了承を確
認した後、その他特段の質問、
意見もなく採択に入り、報告事
項は挙手により満場一致で承認
された。

12 協議事項

議長は、執行部に対し第3号
議案二〇〇六年度活動方針（案）
承認の件及び、第4号議案二〇
〇六年度予算（案）承認の件を



浜田地区 山本会長

一括提案するよう要請した。
神門事務局局長が議案書に基づき、
一括提案し、議長より質疑を求
めた。

南木代議員（労金）より、高
金利引き下げを求める取組みに
関し、利息制限法の上限引き上
げを議論する資金業側の意向及び
政界の動きなどの報告がなされ、
請願要請や署名活動の必要性に
ついて、議長に賛成する立場で
意見が述べられた。

次に、山本代議員（浜田地区）
より、議案書23頁に（財）しまね・
さわやか生涯福祉センターへの
支援強化が示されている件につ
いて意見が述べられ、特に、浜
田地区に立地されている西部ラ
イフサポートセンターの現状は、
事業費の減額や4月の制度改正
など取り巻く環境は極めて厳し
く存続も危ぶまれている。労協
及び労働界が設立した経過か
ら最大限の支援策を期待したい。
また、二〇〇五年度の勤労者福
祉研修会を行ったが県労協に
対してその活動経費が未請求で
あった。これは浜田地区の申請
ミスであるが、県における新年
度予算で補填を載せたいとする

意見が述べられた。

続いて、佐伯代議員（松
江地区）より、議案書26
頁に（財）しまね・さわ
やか生涯福祉センターが主
体的に取り組みますと示
されている。これまで地
区労協が主体的に取り
組んできているが、松江
と浜田の2事業所各地
区での対応（主体的）が

できるか、その見解を示された。
また、青少年情操活動費（障子
貼りボランティア）が今年度予
算ではこれまでの実績により20
万円削減されたことも、実践対象
計画戸数は三〇〇世帯とされて
おり、1世帯2千円に減額され
ている。再度、1世帯3千円に
検討すべきであるとの意見がな
された。

以上、3名の代議員より意見
が述べられた後、議長は執行部
に答弁を求めた。

神門事務局局長より、南木代議
員の意見に対して、この取組み
の必要性は衆目の一致すべき方
針と捉えており、各地区での請
願要請及び署名活動（5月末・
第一次集約）が極めて重要な取
組みとなる。この必要性を相互
に確認して取組みを強化したい。
山本代議員の意見に対して、
昨日（財）しまね・さわやか生
涯福祉センターの理事会が開催
され、組織財政事業検討委員会
が発足されることになった。現
状については重く受け止めている。
検討委員会での協議内容を踏ま
えつつ、県労協としても同歩
調で対応しなければならぬと



松江地区 佐伯会長

考える。福祉研修会の経費補填
については、幹事会で協議し回
答させて戴きたい。

佐伯代議員の意見に対して、障
子貼りボランティアについては、
これまで各地区労協のさわやか
部会、社会福祉協議会等の協力を
得ながら取り組んできた経過があ
る。（財）しまね・さわやか生涯
福祉センターは県より公益法人と
して寄附行為（ボランティア活動）
に基づき事業展開しなければなら
ないとの指摘がなされている。こ
うした取組みについては、（財）
しまね・さわやか生涯福祉センタ
ーが主体的に取り組むことが今必
要であると考えている。また、障
子貼りボランティア経費負担につ
いては、障子貼りボランティアに
限定せず、意欲的なボランティア等
も必要ではないか。経費削減によ
る提案事項であり、7月3日開催
予定の諸行事実行委員会でも再検
討し幹事会で協議して回答させて戴
きたいとの回答がなされた後、議
長は質問者に答弁の了承を確認し
た後、その他特段の質問、意見も

なく採択に入り、報告事項は挙手
により満場一致で承認された。
議長は、代議員に対して、閉
会時間を15時30分としていたが、
議事運営上、若干の時間延長を
行なうことについて了承を得た後、
執行部に対して第5号議案規約
改正承認の件を提案するよう要
請した。

13 スローガンの採択

堀内副会長より、第35回定期
総会スローガン（案）を読み上
げた後、議長は拍手により承認
を求め、満場一致でスローガン
は採択された。

14 書記の解任並びに

議長降壇のあいさつ

議長は、全ての議案審議が終
了したので、書記を解任すると
共に出席者に対し議事運営への
協力を謝し、島根県労協が会
員の理解・支援により一層団結し、
勤労者・県民の福祉向上に向け
ての積極的な取り組みとその成
果を期待するとの議長降壇の挨拶
がなされた。

15 閉会のあいさつ

矢倉副会長より、唐桶議長の
議事運営に謝意を表すると共に、
会員並びに関係諸団体のご支援、
ご協力をお願いするとの挨拶を
行い、15時43分に第35回定期総
会を閉会すると宣言された。

消費者高金利被害

その根絶に向けて(3)

司法書士リーガルエイドしまね

代表 余村 博樹

前回は、ヤミ金が「出資法」違反で逮捕されるという話をした。そこでは上限金利が29.2%であるから、CMの28%（前回は28%）は適正金利のように思われる。

ところで、「逮捕」というと、皆さんは何を思い浮かべられるだろうか。一番は、警察手帳をかざした刑事さんではないかと思われる。では、刑事さんは何を扱うのだろうか。そう、「犯罪」である。この犯罪を律するものが刑法、刑事法である。例えば、物を盗む・人を傷つけるなど、悪いとされる行為を取り締まるのである。

では、悪くない行為はどうだろう。何の法律もないのだろうか。例えば、コンビニでサラダを買うとしよう。一〇〇円だと思ったら、無農薬サラダで一〇〇〇円だった場合、一体どうなるだろうか。別に、どちらが悪いとはいえないが、何もないのでは、解決のしようがない。ここで出てくるのが民法、民事法である。これは、皆さんの普段の生活に関して様々な規定をおいているのである。先のサラダを買うという行為も、実は売買という立派な法律行為なのである。この民事法と刑事法の関係は、例

えば次のようなものである。タンス貯金の一〇〇万円を盗まれたとしよう。犯人は逮捕・起訴されるかもしれないが、刑罰はうけても、一〇〇万円は返ってこない。この一〇〇万円を取り戻すためには、民事上の返還請求権を行使しなければならないのである（民事不介入という場合の、その「民事」である）。つまり、法律は大きく分けて民事と刑事があるわけであるが、この両者は一致していない。「詐欺」といっても、民事の詐欺と刑事の詐欺では異なるのである。さて、ここまで読まれていると、先の「違法」利息についても民事と刑事の差があるのではないかと思われる方がいるかもしれない。実は、その通りなのである。ヤミ金は、出資法という刑事法によって逮捕されたが、その民事上の返還については、民法や民事の利息を規定する「利息制限法」という法律が規定しているのである（実際には、ヤミ金は犯罪であるから、一切返還の必要はない、つまり受け取った金員すら返還の必要がないと考えられる）。

では、この「利息制限法」は、何%と規定しているのだろうか。10万円と一〇〇万円を区切りに、3段階の利息を規定しているが、10万円以上一〇〇万円未満で18%である。冒頭のCMでは、何%だっただろうか。司法や行政の動向に対して、クレ・サラ業界は数年前から政党内閣議員に対してクレ・サラ業界に有利な制度改正を求めて動いている。この動きに比較し、生活者の立場に立った改正を求める動きは、一部の弁護士や司法書士の懸命な努力はあるものの大きく遅れています。高金利を引き下げるの力、今まで以上の高金利を認めてしまつたのが、この半年間の運動の取組み如何でその行方が決まります。

地方議会請願と署名運動の成功に向けて

高金利の引下げを求める県民会議

■県民会議の運動は二つ

運動の柱は二本です。ひとつは「地方自治体から国に対して高金利の引き下げを求める意見書を提出させること」もうひとつは「高金利の引き下げを求める国民署名運動を成功させること」です。

■地方議会から中央に意見書を

地方議会請願の取組みは、県議会に対しては県労協、連合島根、司法書士リーガルエイドしまねで構成する「高金利の引き下げを求める県民会議」が2月23日に請願書を提出し、国に対して意見書を提出することが3月16日に採択されました。市町村議会に対しては安来地区労協と県民会議で安来市議会に請願し、採択されました。

一方、新聞（3月29日付山陰中央新報）にも掲載されましたが、他の団体も同様の請願を行つています。新聞では浜田、益田市議会では意見書提出も採択されましたが、江津市議会では意見書提出を見送った、と報道しています。

今後、安来市、江津市、浜田市、益田市以外の市町村議会に対しては、6月議会までに県民会議と地区労協とで請願します。

■二〇〇〇万人署名の

成功に向けて

署名運動は、多くの労働組合は産別で取り組むことになりました。地区労協は産別で取り組まない労働組合や、非連合の労働団体、その他団体、一般市民を対象に取り組むこととなります。取組期間は4月16日の短期間です。クレ・サラ問題を理解するための学習会を早急に開催し、地区での運動を開始しなければなりません。

■労協協運動の

存在意義を示そう

勤労者の生活を守り、向上させる取組を行う労協には、この運動の成功に向けて重要な役割発揮が求められます。地区労協協が名実ともに勤労者の福祉運動体として評価されるためにも、学習会、地方議会請願、署名活動に積極的に取り組んでいただきたい。



2006.2.16
連合島根県議会議員団へ高金利引き下げを求める請願要請
(写真 左手前は余村リーガルエイドしまね代表)

〈ろうきん〉

定年退職者向け継続返済優遇制度 「らくらくプラン」を新設

・・・継続返済と金利の引き下げ・・・

現在、定年退職された方の約70%の方が、「収入を得るため」、「働くことは健康にいい」、「仕事が面白い」、「自分の活力になる」等の理由から、再就職される状況となっています。

退職後も継続返済が可能なお方については、定年退職時に一括清算することなく、継続返済を前提として返済金を毎月の生活費の中に組入れることで、生活の安定を図ることができ、一方、退職金等の預金資産の確保もできますので、安心してシニアライフが満喫できると考えます。

このたび、中国労働金庫は、組合員の生涯取引をバックアップするため、「定年退職時の一括清算」の方針を見直し、ライフプランに応じて継続返済を選択できるよう、現行の継続返済制度に付加価値を持たせ、定年退職者の多様なニーズに対応する「定年退職者向け継続返済優遇制度「らくらくプラン」」を新設しました。

制度概要

制度名称	定年退職者向け継続返済優遇制度「らくらくプラン」
制度目的	定年退職者への生活設計支援
対象者	会員間接構成員の定年退職者（退職年齢は問いません） なお、退職勧奨制度、早期退職優遇制度および退職金が支給される継続雇用の場合も定年退職に準ずるものとして対象とします。
制度内容	1. 定年退職時に既存融資（対象融資：有担保証書貸付、無担保証書貸付）を継続返済する場合は、<u>公的年金の受取口座をくろうきんに指定または100万円以上の退職金預け入れを条件として既存融資の約定利率を現行金利より引き下げて継続返済することができます。</u> ※公的年金の受取口座指定は、「らくらくプラン」申込書の「支給開始時には当金庫を指定する旨を明記した欄」をチェックすることにより適用します。 2. 引下げ幅は0.50%以内とします。
実施日	2006年3月23日（木）～

*審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

松江北支店

中国労働金庫松江北支店は宍道湖のほとり松江温泉の入口にあります。

岡山帰りの田中支店長の下、皆様に身近な、相談できる労金を目指し、職員一同頑張りますのでよろしくお願いします。





総代選挙及び役員選挙の公告

総代選挙公告

島根労済・全労済島根県本部 2006 年総代会の総代選挙を次の通り実施します。

1. 総 代 定 数 120名
2. 総 代 の 任 期 2006年7月27日から1年間
3. 総代の選挙区及び選挙区定数

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
全 県 区	23名	松江地区	23名	隠岐地区	3名
安来地区	16名	雲南地区	8名	出雲地区	17名
大田地区	4名	邑智地区	3名	江津地区	5名
浜田地区	9名	益田地区	9名		

4. 立候補受付期間 2006年6月16日から7月10日まで
5. 立候補の方法 各選挙区の選挙管理人に立候補届を提出する。
6. 選挙期日及び選挙の方法 2006年7月13日選挙区ごとにおこなう。

島根県労働者共済生活協同組合選挙管理委員会
全 労 済 島 根 県 本 部 選 挙 管 理 委 員 会

役員補充選挙公告

役員選挙規約にもとづき、役員補充選挙を次の通り実施します。

1. 役 員 の 区 分 理事
2. 役 員 の 任 期 2006年7月27日から1年間
3. 選挙区及び定数
4. 立候補受付期間 2006年6月16日から7月13日まで
5. 立候補の方法 選挙管理委員会に直接立候補届を提出する。
6. 選挙期日及び選挙の方法 2006年7月27日総代会で総代の投票により選挙する。

[理 事 : 2 名]

選 挙 区	定 数
全 県 区	1 名
松江地区	1 名

島根県労働者共済生活協同組合選挙管理委員会
全 労 済 島 根 県 本 部 選 挙 管 理 委 員 会

<お問い合わせ先> 全労済島根県本部内 選挙管理委員会事務局 担当者 黒 飛 雅 明
住 所 〒690-0006 松江市伊勢宮町543-3 電話 0852-27-0633

